辰野町合宿等補助金交付要綱

平成２７年１１月３０日

辰野町告示第３０号

**（趣旨）**

第１条　この要綱は、本町へ滞在型観光客を誘致し交流人口を拡大することによって、地域の活性化と観光産業の振興、移住定住の推進を図るため、町外からの合宿や体験教育活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

**（補助対象者）**

第2条　補助金の交付対象者は、スポーツや文化活動等による合宿や体験教育活動（以下「合宿等」という。）を実施する町外の大学、高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及び社会人で構成する団体（以下「団体」という。）とする。

**（補助対象事業）**

第3条　補助金の対象となる事業は、町内の宿泊施設に宿泊し、1回の延べ宿泊人数（参加人数に宿泊日数を乗じて得た数）が20人以上となる合宿等とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1)　辰野町又は辰野町の関連団体（辰野町からの補助金の交付を受けている団体）からの補助金の交付を受けている事業

(2)　政治的活動を目的とする事業

(3)　宗教的活動を目的とする事業

(4)　営利を目的とする事業

(5)　その他町長が適当でないと認める事業

**（複数年度にわたる合宿等）**

第4条　1回の合宿等が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、合宿等を実施するぞれぞれの年度において当該期間分を申請するものとする。この場合において、前条に規定する延べ宿泊人数は、当該合宿等の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。

**（補助金の額）**

第5条　補助金の額は、1人1泊当たり500円（12月から3月は1人1泊当たり1,000円）とし、1合宿等当たり20万円を上限とする。

2　合宿等の期間中に、町内において次の各号に該当する地域交流活動（以下「地域交流活動」という。）を行った場合は、地域交流活動に参加した延べ人数（参加人数に交流回数を乗じて得た数）に500円を乗じた額を補助する。ただし、1合宿等当たり5万円を上限とする。

　(1)　町内の自然、歴史・文化等に関する有料施設の利用、見学

　(2)　農林漁業体験

　(3)　ものづくり体験

　(4)　地域住民との交流

**（補助金の交付申請）**

第6条　補助金の交付申請をしようとする団体は、辰野町合宿等補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、事業の開始日までに町長に申請しなければならない。

**（実績報告）**

第7条　補助金の交付決定を受けた団体は、合宿等が完了したときは、すみやかに辰野町合宿等補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　(1)　宿泊証明書（様式第3号）

　(2)　請求書（様式第4号）

　(3)　その他町長が必要と認める書類

2　合宿等の期間中に地域交流活動を行った場合は、前項に定める書類に加え、地域交流活動報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

**（補助金の返還）**

第8条　町長は、補助金の交付を受けた団体が、偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

**（その他）**

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年12月1日から施行する。